

相愛大学 新型コロナウイルス感染症の予防と対応 (第2報)

2020年5月25日

新型コロナウイルス感染症の拡大により、2020年4月から緊急事態宣言が出され、外出規制と自宅待機を徹底してきたため、ようやく全国的に感染症の発生が治まりつつあります。相愛大学では、4月は休校、5月から非対面でのインターネット授業が開始されています。今後、自宅待機での非対面の授業から、登校して対面授業や大学活動が始まるようになります。引き続き、新型コロナウイルス感染症予防の継続は必要です。その基本は、自己の健康管理になります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の予防の基本

コロナウイルス感染症は、会話による唾液や咳の飛沫と接触によりうつる感染症です。現在、まだワクチンも治療薬もないため、感染予防が重要になっています。その予防には、手洗いとマスクが基本です。さらに、換気の悪い空間（密閉）で、多くの人が集まる環境（密集）で、互いに手が届く距離で会話や食事する（密接）環境の三密を避けることが大切です。このような環境にならないように、生活環境に注意するとともに、自己の健康管理を続けてください。

1：自宅での日常生活の注意ポイント

○各個人に毎日検温し、体調を確認する。

体温や体調についての記録は、「健康観察記録表」(ポータルからダウンロード可)をコピーして、起床時の体温を記録してください。(健康な時から健康状態を記録することで、異変があったときに医療機関や帰国者・接触者相談センターへの説明が容易になる)

○帰宅時や食事前の手洗いやうがいを慣行する。

※発熱、風邪様症状、呼吸器症状のある場合は、「(2) 症状がある場合の対応」の指示に従う。

2：大学への登校時および大学内での注意ポイント

○大学への登校時は、健康観察記録表を持参し、発熱がなく体調が良いことを証明できるようにする。(開示要請があれば、提出する)

○大学内では、原則マスクを着用する。

○学生食堂、学生厚生館1階では、対面に座らずに一方向に向って座る、座席をあける、窓・ドアを開放にして換気をする、手洗いをする、大声での会話を避ける、咳エチケットを心がける等の注意を行う。

○体育館、トレーニング室は、現在は使用禁止にするが、経過を見て判断していく。

○授業中の注意は、5月19日の教学課から出された“6月以降の授業について”の注意事項に従う。

(2) 症状がある場合の対応

- ① 発熱（37.0℃以下）はないが、風邪様症状*¹、呼吸器症状*²がある場合は、新型コロナウイルス感染症かどうか診断がつかないが、新型コロナウイルス感染症の疑いとして、外出は控えて自宅待機する。
- ② 微熱（37.0℃～37.5℃）で、風邪様症状、呼吸器症状がない場合も、ある場合でも新型コロナウイルス感染症かどうか診断がつかないが、新型コロナウイルス感染症の疑いとして、外出は控えて自宅待機する。
- ③ 発熱（37.5℃以上）で風邪様症状、呼吸器症状がある場合も、新型コロナウイルス感染症かどうか診断がつかないが、新型コロナウイルス感染症の疑いとして、外出は控えて自宅待機する。なお、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、味やにおいがわからなくなった、高熱などの強い症状のいずれかがある場合は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従う。
- ④ 発熱（37.5℃以上）で風邪様症状、呼吸器症状がない場合は、身体の炎症やインフルエンザ等の疑いもあり、医師（主治医）相談の上、診断に従うこと。

* 1：くしゃみ、鼻水、鼻づまり、のどの痛み、全身の倦怠感など

* 2：咳、たん、胸痛など

※ 上記いずれの場合も、家族などに相談し、必要に応じて病院で受診するか、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従うこと。病院で受診した場合は、診断書を発行してもらうこと。

①②③の場合、自宅待機する期間は、風邪薬や解熱剤を使わずに症状がなくなり、また平熱まで解熱した後、48時間以上継続した時までとする。

◎自宅待機や大学を休むときは、ポータル「**自宅待機申請書**」を利用して必ず連絡する。
（ポータルを利用すると、1回の操作で教学課と保健管理センターに同時にメールが発信される）（メールも可）

◎接触者相談センターの相談結果は、必ず教学課と保健管理センターに連絡する。

◎再登校時は、「健康観察記録表」「診断書」などを保健管理センター保健室に提示し、「登校許可書」を保健室より受け取り、教学課に提出する。

◎自宅待機中の授業の欠席の扱いについては、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための授業対応について」（4）を参照すること。

(3) 大学内で、発熱、風邪様症状、呼吸器症状を自覚した場合の対応

授業中に、学生が発熱、風邪様症状、呼吸器症状を自覚した時は、途中退室して帰宅する。その際、保健管理センターや教学課に立ち寄る必要はない。(嘔吐や貧血など新型コロナウイルス感染の疑いが少ない場合は、保健室へ行く)(但し、一人で帰宅できない場合は、保健室に連絡し、看護師等の指示する場所で他人と接触しないようにしながら安静にして家族の迎えを待つ)

※帰宅するときは、教学課と保健管理センターに、「自宅待機申請書」をポータル(メールも可)で連絡する。

(4) 新型コロナウイルス陽性者と接触した時の対処

一緒に生活している家族や濃厚接触した友人から新型コロナウイルス感染症が発症した時は濃厚感染者になります。また、保健所から、新型コロナウイルス陽性者と濃厚接触したことが知らせてきた場合にも、感染している可能性があります。「帰国者・接触者相談センター」に相談し指示に従う。「帰国者・接触者相談センター」の指示は、保健管理センターと教学課に連絡する。

(5) 新型コロナウイルス感染症と診断された時の対処

新型コロナウイルス感染症は、政令により「指定感染症」と定められたため学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされます。万が一、感染あるいはその疑いと診断された場合は、主治医の許可があるまで自宅療養し、速やかに保健管理センターと教学課に報告して下さい。

注1：**健康観察記録表、自宅待機申請書**はHPもしくはポータルからダウンロードしてください。

また、相愛大学ポータルサイト上部メニュー/学生支援/保健室からもダウンロードできます。

注2：新型コロナウイルス感染症(フローチャート)は一部改正しました。